

滋 病 防 第 7 0 号
令和 4 年 (2022 年) 7 月 28 日

各関係機関の長 様
各病害虫防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

防除情報第 8 号の送付について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

◇
令和 4 年度防除情報第 8 号

令和 4 年 (2022 年) 7 月 28 日
滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所

トビイロウンカの飛来を確認

対象作物：イネ
病害虫名：トビイロウンカ（坪枯れ症状）

高島市に設置した予察灯において、7月18日にトビイロウンカ 1 頭の飛来を確認しました。予察灯への誘殺時期は、坪枯れ症状の発生が確認された一昨年（初飛来：7月26日）と比較して早く、また、今年は近隣県でも飛来が確認されています。

大阪管区气象台発表の 1 か月予報（7月21日付）では、向こう 1 か月の気温は高く推移すると予想されており、本虫の増殖に好適な条件が続くと考えられます。特に、9月以降に収穫期を迎えるほ場では十分な注意が必要です。

今後は、本県が発表する発生予察情報や、近隣府県を含む広域的な発生状況に留意してください。また、ほ場に入って株元をよく観察し、発生に注意してください。

防除上注意すべき事項

- （1）トビイロウンカは通常 1 か月弱で世代を繰り返し、急激に増殖して坪枯れを生じさせることがあります。9月以降に収穫期を迎えるほ場では、発生状況に注意します。防除の目安は「8月中旬以降の払い落とし調査において、本虫の寄生数が 1 株あたり 1 頭以上」です。
- （2）ほ場全体をよく観察し、坪枯れ症状の前兆となる黄化症状（少数の株全体が枯れ始めて黄色くなる）の有無を確認します。トビイロウンカは株元に特に多いので、黄化症状が認められた場合、株元を注意して観察します。
- （3）薬剤で防除をする場合は、株元に薬剤を十分散布します。特に、収穫期が近い場合の薬剤散布にあたっては、ラベルを確認し、収穫前日数を遵守して実施します。



写真 トビイロウンカ成虫



写真 株元に寄生するトビイロウンカ



写真 2020年に発生したトビイロウンカによる被害
(坪枯れ症状)

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。